

まもなく40年を迎える東海第二原発の20年延長
の申請をしないよう働きかけることを求める意見書

福島第一原発事故の際に発せられた緊急事態宣言は、今なおそのままである。そして、事故がなぜ起こったのかという原因についても、いまだ確定的な結論は出ていない。溶け落ちた核燃料の状態を始め、原子炉、格納容器内の状態が正確に調査できていないのだから、それは当然のことである。津波が原因とする説はあるが、地震で原子力施設機器の損傷が先行したとの説もある。

事故を最初に起こしたのは1号機であったが、この原発は、運転期間が40年になる老朽原発であった。核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の3第1項によれば、原発の運転期間は、「検査に合格した日から起算して40年」と定められている。同条第2項以降には、「原子力規制委員会の認可を受けて、1回に限り20年以内の運転延長ができる」という規定があるが、運転延長による原発の劣化・老朽化の危険性は、福島第一原発事故にも表れているとおりである。

東海第二原発は、運転期間が38年を経過している。しかも、平成23年3月11日の巨大地震と津波により被災しており、敷地にも地盤変動が見られている。また、半径30kmに約100万人が居住しており、もし深刻な原発事故が起きた場合には、極めて大きな被害につながる危険性がある。

当市議会は、平成24年9月13日に、「東海第二原子力発電所を再稼働しないことを求める意見書」を全員一致で可決し、関係機関に提出した。

しかし、日本原子力発電株式会社は、東海第二原発の運転延長の申請をしようとしている。

そこで、茨城県知事並びに原子力所在地域首長懇談会及び東海第二発電所安全対策首長会議の関係自治体の首長に対し、日本原子力発電株式会社が東海第二原発の運転延長の申請をしないよう働きかけることを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月9日

茨城県つくばみらい市議会

(提出先)

茨城県知事、東海村長、水戸市長、日立市長、常陸太田市長、高萩市長、笠間市長、ひたちなか市長、常陸大宮市長、那珂市長、鉾田市長、小美玉市長、茨城町長、大洗町長、城里町長及び大子町長